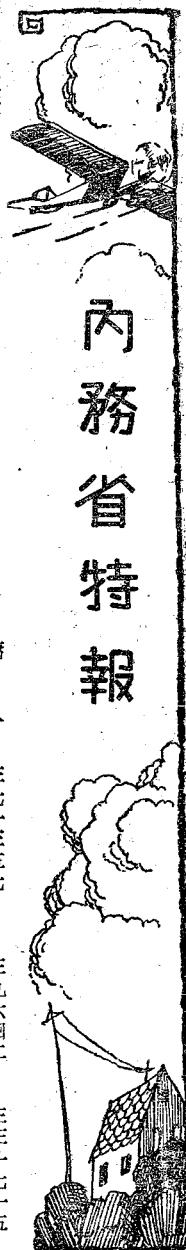


内務省特報



◎情報局發表

行政簡素化及官吏職員の内容左の如し

◎第一 内閣及び各省行政簡素化實施に伴ふ減員狀況

(一) 中央地方作業廳別狀況

	定員	減員	改正定員	計
中央官廳	三五五六三	一〇五七七	二四九八六	
地方官廳	六九一六五	一一〇〇五	五七一六〇	
作業官廳	一〇三七一六四	一〇一七七三	九三四三九一	
計	一一四一八九二	一一五三五五	一〇一六五三七	

(二) 官廳職員別狀況

勤任	一六三四	一一一	一五一二	
奏任	一六四九三	一一一〇五	一四一五八	
奏任待遇	一六一二	一八八	一四一三	
判任	一四六六〇八	一七七九五	一二八八一三	
判任待遇	一四二一一一	一四二七	一二七九四	
嘱託	八七七七	一三四九	七四二八	
雇員	五八一十九	六二六〇七	五一八五八四	

まり能率の増進を期するため奏任官、判任官または雇員を優遇する意味において内閣または各省每に奏任官、判任官または雇員等の一足數を夫々勅任官奏任官または判任官等となし得ることとすることと

△備考＝(一)本措置の実施に伴ひ要する経費は行政簡素化により生ずる豫算上の剩餘額を第一次に充當するものとす、従つて行政簡素化の実施により減少すべき官廳職員に伴ふ経費は減員に伴ふ俸給給料賞與は固より事務費その他についても必ずこれを節減するの外別途能ふ限り規定經費の節減を講ずること

(二)公吏等に對しては公共團體の事務の簡素化に即應して本措置に準じ措置すること

(三)官吏の給與改善に伴ふ會社經理統制に關し留意すべき點左の如し(イ)會社經理統制令の適用を受くる會社の社員に對しても家族手當の増額を認むることとするが會社が家族手當を増額せんとする場合においては當該事業經營者は經營の簡素化などによる經費の節約を圖り家族手當増額に要する資源を得るやう努力することを必要とすること(ロ)會社の社員の賞與資源増額はこれを認めざること(ハ)給與の増額により當該事業の生産物資の價格騰貴を來さしむることは容認せざること

(四)今次の待遇改善に伴ひ一層戰時貯蓄の増加に努力すべきこと。

◎第三 戰時中の官廳執務時間に關する件

戰時中は官廳退廳時刻はこれを一時間延長す

行政簡素化實施による内閣及び各省奏任官改正定員表

△内閣

	定員	減員	改正定員
中 地 方	四七五	一四一	三三四
中 地 方	一〇九	一一	九八
中 地 方	五八四	一五四	四三二
△外務	一六五	一六六	一六六
中 地 方	五一七	四八	四六九
中 地 方	一	一	一
△内務	一	一	一
中 地 方	二〇〇	六〇	一四〇
中 地 方	二三八	二四	二一四
△大藏	四三八	八四	三五四
中央	一一一	六〇	一六三

△文 中 地 作 計		△農 中 地 作 計		△中 地 作 計		△法 中 地 作 計		△業 中 地 作 計		△商 中 地 作 計	
方	業	方	業	方	業	方	業	方	業	方	業
西	六二	三三〇	九一五	七四	二四三一	一三三	三六三八	一五七	五三三三	五四八〇	四七五
六	八〇	二四	一五四	一九	五一三	一三	五四五	一九〇八	一九〇八	一九〇八	一〇二二
八	七四	二四	一五四	一九	五一三	一三	五四五	一二〇	一七二	一七二	一九四
七	九二	二〇六	七六一	一九	五一五	一五	五五	二〇八三	三〇八三	三〇八三	二六三
九	五五	二四七	二八三	七三九	三五七	三五七	三五七	八四七	三五三	三五三	二九五
八	八四	一〇六	七四	七三九	七三九	七三九	七三九	一五五七	三〇五	三〇五	一九二
七	六八五	二四七	二八三	七三七	七三七	七三七	七三七	二二六二	二二六二	二二六二	一九一
六	三五五	一八九	一〇六	九一	九一	九一	九一	六六六	六六六	六六六	一八八
五	六八五	一〇六	一〇六	二	二	二	二	五七	五七	五七	一九四
四	三五五	一〇六	一〇六	一	一	一	一	六七	六七	六七	一九二
三	五五五	一〇六	一〇六	一	一	一	一	五七	五七	五七	一九二
二	五五五	一〇六	一〇六	一	一	一	一	五五	五五	五五	一九二
一	三五五	一〇六	一〇六	一	一	一	一	五五	五五	五五	一九二

△合計 八三三 一二四 七〇九

中央 三一六〇 九二五

地方 四三七三 八三一

業八九六〇 三四四二

計一六四九三 一二三五 一四二五八

◎各省行政簡素化案大綱

第一、機構の簡素化

内閣及び各省においては部局の整理、統合、所管事務の調整などにより機構簡素化を行ふその主要なるもの左の通り

一、各省内の行政事務の総合調整を圖るため外務省、大蔵省、文部省、遞信省及び鐵道省に總務局を設置すること

二、外局の整理

(一) 大蔵省 國民貯蓄獎勵局預金部及び營繕監督局を内局とす

(二) 文部省 教學局を内局とす

(三) 商工省 貿易局を廢止して内局として交易局を新設す

(四) 遷信省 電氣驅動局を廢止して内局として電氣局を新設す

(五) 鐵道省 國際觀光局及び鐵道調查部を廢止す

(六) 厚生省 保険院を廢止して本省の一局をなす

三、その他の部局の廢合

(一) 内閣 紹元二千六百年祝典事務局は本年度末までに廢止し

改編す

企畫院の一部を減じ法制局の部制を廢止す
(二) 外務省 南洋局と東亞局とを合して一局「東亞局」とし調

查部を廢止す
(三) 大蔵省 理財局と會社部を廢して理財局とし爲替局を外資

局に改め爲替局及び理財局外事課所管事務を移管す

(四) 司法省 調査部を廢止す

(五) 文部省 專門學務局普通學務局、及び實業學務局を廢止し

て新に専門教育局及び國民教育局を設置し、社會教育局及び宗教

局を廢止して教化局を設置し新たに内局として科學局を設置し教

育調查部を廢止す

(六) 農林省 資材部を廢止す

(七) 商工省 鑛產局及び鐵鋼局を合併し金屬局を新設し燃料局

第一部及び第二部を合併して石油部とす

(八) 遷信省 管理局、經理局を廢止し管理局の事務は郵務局に

經理局の事務は新設の總務局に移す

(九) 鐵道省 要員局、監理局、業務局、施設局及び資材局を設

置し監督局、運輸局、建設局、工務局、工作局、電氣局、經理局

及び需要局を廢止す

(十) 拓務省 朝鮮部を廢止す

(十一) 厚生省 現在の六局を人口、民生、醫務、勞政の四局に

四、所管事務の移管など

(一) 雷鳥保険局を厚生省より遞信省に移管す

(二) 内閣統計局を企画院の統轄に置く

第二、内閣及び各省の勅任官以下の減員状況

中央官廳は三割、地方官廳は二割、作業廳は一割の標準を以て減員を行ふ、その減員數は次の通りである。

勅任官	一一二人
奏任官	二、二三五人
奏任待遇	一八八人
判任官	一七、七九五人
判任待遇	一、四二七人
嘱託	一、三四九人
雇員	六二、六〇七人
傭人	三九、六四二人
計	一二五、三五五人
(定員一、一四一、八九二人)	

これを中央官廳、地方官廳、作業廳別にみれば次の通りである。

廳別	減員數
中央官廳	一〇、五七七人
地方官廳	一二、〇〇五人

作業廳

一〇一、七七三人

計

一二五、三五五人

なは満洲支那及び南洋における事務の簡素化及び官吏の減員については別途これを行ひ獨立官廳、廳府縣外地については引續き決定する。

◎東條内閣總理大臣談

行政各廳の執務の方法に改善を加へて能ふ限りこれを簡素強力にし官廳員を減員してその餘剰を擧げて大東亜全般に亘つて活躍する人士の充實に資せしむることは大東亜戦争遂行上要緊の要務である。政府は本年六月行政簡素化實施要領を決定し爾來その實施準備に努めて來たが今回内閣及び各省行政簡素化案大綱を閣議において決定しましたこれと並行して官廳員の待遇改善に関する方策を決定した。

行政簡素化を實施するに當つては行政各廳當局者は速かに事務簡捷を斷行し能率の増進を圖り少數を以て激増する事務を克服せんことを期せねばならぬのである。しかもなほ戦時下各自の職域においてその業に勵み一般民衆に對しては一層懇切を旨とすべきは謂ふまでもないことである。

また政府は官廳員の待遇改善方策を決定したが固より官吏は清貧に甘んじて奉公の誠を致すべきであるが、現在の待遇は實情に適せざるものあるを以てこれに對して必要最少限度の改善を圖ら

んとするものである時局の進展に伴ひ大東亜戦争の遂行にまた大東亜建設の實現に帝國の使命はいよ／＼重大ならんとしてゐる外出で、大東亜の各地域において活躍せんとするものも内に止まつて戰時行政の激務に當らんとするものも總て官廳員たるものはこの際深く時局の重大と帝國の使命とを思ひ、いよ／＼奮ひ起つて各自の職務に勉勵し以て聖慮の萬一に報ひ奉らんことを期ねばならぬのである。

◎警察部長事務打合會に於ける内務大臣の訓示

南方要員の充足に伴ふ道府縣長級大異動後、初の警察部長會議は八月二十一日午前八時から内務省で開催、青木警視廳官房主事、坂大阪警察部長以下五十三名、本省側湯澤内相、山崎次官、全局長、關係課長、憲兵司令部美座第二課長等出席、鶴頭、湯澤内相は大要左の如き訓示を行ひ民衆に對する親切と銃後治安確保の強調を強調し、續いて當面の重要な案件たる行政簡素化に伴ふ警察力の整備強化はじめ刑事警察の運用、警備力の整備充實、治安確保、外事警察の強化、經濟警察の運用、防空の強化等につき關係局長より指示があり、地方局から地方事務所の運営についての希望があつて司法省關係に入り、池田刑事局長より戰時下における司法警察の運用に関する指示があつて一日閉會。

◆畏くも天皇陛下におかせられては先般戰時下における國內一

般狀況、ことに國民總努力の實相觀察のため全國各地に侍従を御差遣遊ばされ、國民が克く時局の重大性を認識し各々その職域において日夜勵精しつゝある實情につき御嘉賞の御言葉を總理大臣に賜はりたる旨承致し深く感激を致したのであるが、去る十五日本官より侍従御差遣に關する國民の非常なる感激の状況ならびにその後における職域勵精の模様等を奏上致したる際、更に有難き御言葉を賜はり重ねて恐懼感激致した次第である、銃後國民の上に深く御慮を注がせ給ふこの有難き聖旨を奉戴し、職を官に奉する者はいよいよ決意を固くし感激を新たにして奉公の誠を效し、自ら國民の先登に立つて聖旨に應へ奉るべく渾身の努力を傾けねばならぬと思ふ。

△先般執行せられた衆議院議員の總選舉に當つては、各位は克く

時局下總選舉の意義を認識し、政府の方針を體して嚴正公平以つて指導取締の實を擧げられ。その勞苦に對してはこの機會において深く感謝の意を表する次第である、戰爭の長期にわたるに伴ひ、國民の間には緒戰當時の緊張と感激とが漸次薄れて行かんとすると共に、日常生活の上には一層の窮乏と困苦とが加はることを覺悟せねばならない、その間國民をして何等の不安動搖のことなく常に明朗潤達なる氣分を旺満せしむるとともに、國民生活を擾亂する一切の不正を排除して、銃後の固めにいささかの隙間をも生ぜざらしむることは、今後の警察に課せられる重大なる責務である、從つて各位は國策の圓滑なる運営を阻害し、國民の團結を亂し銃後の治安を妨げ國民生活に不安を

與ふるが如き惡質なる事案に對しては固より斷乎として強き取締を加へねばならぬが、一面その強き警察はまた國民の日常生活に潤ひあらしめ如何なる困難にも打克つべき氣魄を齎ひ起さしむる親切なる警察でなければならぬ、直接國策に影響なく比較的治安に關係薄き瑣末なる事案に對しては可及的取締を緩和し、もし取締をなす場合においても克くその趣旨とするところを相手方に納得せしめ、民衆處遇の態度は國民生活の實相に即して常に親切を旨とせられたい、かくて自ら官民の間に信頼と協力とを生じ搖きなき治安の礎石が確立されるのである、しかるもののことたる國家の大層に對する深き警察と嚴正なる官紀との下に初めてなし得ることである、各位は深く思ひを現下の世局に致し、治安のよつて來たる根本を省察して、一億國民の強固なる團結と職域屬情とに弛緩を來たさしめざるやう率先躬行部下警務官を督勵して、長期戰下治安の確保に遺憾なきを期せられたい。

◇今般行政の簡素化に伴ひ警察の分野においても定員の減少を見るに至るが、この際各位は克く事の本末緩急を審かにし機構の上に、人員の補充、配當の上に將また事務處理の上に綿密なる検討を加へ、警察の運營を専ら時局下治安維持の一點に集中して、簡素化的實施と警務力の強化とに格段の工夫を致されたい。

◇國民生活の實相に即せる經濟警察の圓滑なる運營によつて民心の不安を除去し、諜報諜略に對する取締を強化し、人心の間隙に乗ずる不逞矯激なる策動に對しては斷乎たる取締を以つてこ

れに臨み、また建設的なる言論はこれを尊重して國民の創意を生かし、防空警備體制を遠かに整備して國土防衛の完璧を期するなど、當面の要務は今後ますます複雜化を來すものと考えるが、要是實踐の一路に盡する、各位は日々の實踐即大東亜建設の礎石たることを考へ、いよいよ奉公の誠を擲げて治安維持に萬全の方法を講ぜられんことを切望する。

◎警察部長會合の席上に於ける東條首相の挨拶

東條首相は八月二十一日正午全國警察部長會議に上京中の警察部長一行を官邸に招き午餐會を開催、席上首相から挨拶をなし、『親心ある行政』を強調した。

挨拶の要旨

米英を徹底的に撃破してしまふには武力戦に、外交戦に、經濟戦に、將また思想戦に今後ますます果敢なる道撃戦を行はなければならない、戦は正に今後にある、總力戦下において警察行政の仕事は國民の日常生活の問題に觸れることが、ます多くなるのである。私は平素から潤ひのある行政、親心ある行政といふ點を繰返し強調してゐるが、警察行政の側に當らるる諸君に特にこの點を強調したい。

由來行政は、内に權力の銳鋒を收め、外、國民を遇するに德をもつとするを理想とするものであり特に警察行政においてしかりであると信ずる。心から國民と樂しみを頗ち苦しみを俱にすると共に、行政の潤ひを末梢に至るまで必ず徹底せしむるの心構へをもつて警察行政の第一線に立つて獻身的努力を續けられんことを願つて已まない。